8月21日（月高知 新聞 (4)面　　担当（岡内）

新聞　1995年（平成7年）8月21日（月曜日）　☆☆（4）

闘う顔 今を読む

〈2〉

外国人地震情報センター事務局長 田村 太郎さん（24）

震災が相手を選ぶわけはない。地域全体を襲い、そこに暮らす人々を国籍、年齢の別なく痛めつける。ところが、救援策は平等ではない。特に、外国人被災者は、言葉の壁などから情報が乏しく、被災地で孤立する上、健保加入が難しく医療補償が受けられないといった日本人以上に深刻な問題を抱えている。阪神大震災直後から十一カ国語の電話相談、十三カ国語の震災に関する情報掲載紙の発行、医療補償問題などに取り組んできた「外国人地震情報センター」の事務局長、田村太郎さん(二四)＝兵庫県出身＝に、外国人被災者が置かれている状況、問題点を語ってもらった。田村さんは、高校卒業後、国際協力にかかわる市民団体に加わり、地震直後に同センターの立ち上げに尽力した。現在は四百人のボランティアを抱える同センターの事務局長として、活躍している。

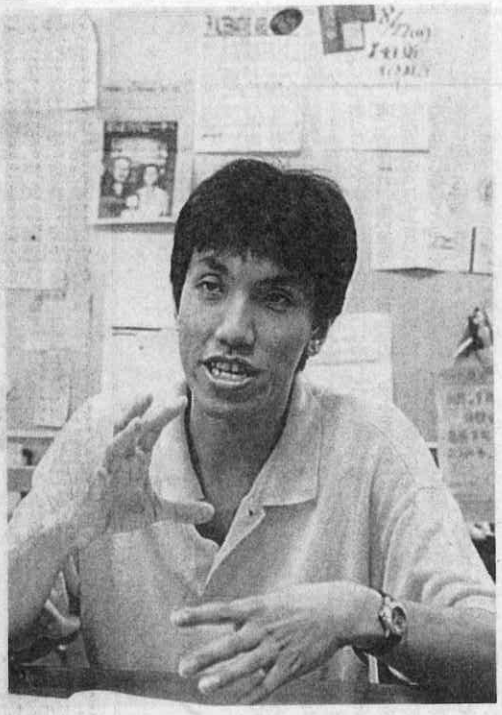

「助成措置の線引きは、在留資格でなく、被災の程度によるべきです」と話す田村さん（大阪市中央区の外国人地震情報センター）

阪神大震災その後

不足した情報

―センター開設のいきさつを教えてください。

震災当日、ガスタンクに亀裂が入って避難勧告が出たのに、ペルー人一家は日本語が分からないためそのままでした。言葉の壁から孤立している外国人に必ず情報をと、このセンターを発足させました。

―行政も外国語の相談窓口は設けたのでは…。

在留資格のない外国人は摘発を恐れて、行政機関には行きたがりません。ここには千件近い相談が寄せられましたが、内容は避難方法の問い合わせといった言葉が通じれば解決する問題から、医療費など複雑なものへと多岐にわたります。

被災した外国人救援には、言葉もですが、現在の制度が大きな壁になっているんです。例えば、義援金の申請に通訳を派遣しましたが、手続きが煩雑な上、名前、住所を書くリスクから申請していない外国人も多いんです。

―在留資格が、ネックになるんですね。

被災者に与えられる助成措置は、在留資格で制限される場合があります。例えば、厚生省は、在留資格のない方の遺族への災害弔慰金支払いに難色を示しています。何のための義援金や助成措置なんですか。被災した人を助けるためでしょう。線引きは、在留資格ではなく被災の程度によるべきです。

平等でない救援策

不法滞在者も被災者

医療費の問題もあります。在留資格によって、国民健康保険などには加入できません。ペルー人親子がクラッシュ症候群によるじん不全で透析を受けた医療費が、五百万円に達しました。被災した健保加入者は医療費がゼロです。日本人だとさかのぼっての加入が認められるのに、かれらは入りたくても保険に入れないんです。

この地震による外国人の死亡者は二百人近くいます。外国人も、日本人と同じように被災しているんですよ。人格を持った同じ人間なんです。

「不法」ということ、つまり日本にいるはずがないとされている人をどうして救わなければいけないのか」という質問をよく受けます。法律論うんぬんより、外国人が日本にいて、地震で被災した現実をまず見なければいけないでしょう。

同じ人間なのに

―日本の入国管理政策が、日本に三十万人はいると言われています。これまでもかれらは源泉徴収や消費税のかたちで納税という義務を果たしながらも、医療や教育、福祉の恩恵を受けられなかった。従来からの問題が、地震によって明らかになったと僕はとらえています。

国境を越えての労働者の移動は、国際的な流れです。入国や滞在には、どこかで制限をしなければいけません。だが、今のままで現実に即しているのか。みんなで考えないといけない。

―何から始めればいいと思いますか。

お互いを知ることから始めたい。地震の時に中国マフィアの窃盗団がいるなどのデマが飛び、避難所で風習の違いから衝突が起きましたよね。お互いを知らないから、誤解や偏見が生まれていく。九月から、このセンターを多様な文化を持った人たちが、共生の道を探る市民団体へと発展させていこうと準備中です。

地震で明らかになったことを日常に帰していきたい。元に戻すだけなら、復旧であって、復興ではない。元に戻してはいけない。地震による多くの犠牲者のためにも、この機会を無駄にしてはいけないと思っています。

共生の道探ろう

―でも、日本では外国人の流入が制限されており、その存在は無視されがちです。

在留資格のない外国人

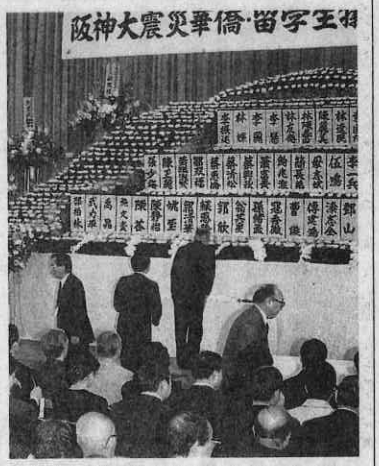

阪神大震災では中国人をはじめ、多くの在日外国人も犠牲になった＝3月26日・「華僑・留学生犠牲者追悼会」（神戸市）